

# インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業委託業務企画提案仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するインフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務の目的

本事業は、海外に向けて栃木県産農産物や農村地域の魅力を体験できるイベントを実施することで、県産農産物の認知度向上と県内の農村地域への興味関心の向上を図ることを目的とする。具体的には、いちごオーナー体験を実施し、SNSによる情報発信や訪日交流を通じて、国内外で栃木県の魅力を体験してもらう。また、イベント開催にあわせて県産農産物の輸出先国で影響力のあるインフルエンサーを県内に招き、その発信力を活用して栃木県の魅力を情報発信する。これらの取り組みにより、海外での潜在的な消費者の購買意欲を刺激し、実際の購買行動へとつなげることで、県産農産物の輸出拡大と県内農村地域への誘客促進を目指す。

## 2 委託期間

契約の日から令和8(2026)年3月23日(月)まで

## 3 業務の内容

### (1) いちごオーナー体験に関すること

#### ア いちごオーナー受入農家の選定、調整、連絡

乙は、いちごオーナー体験を受け入れる農家を委託者との協議の上、選定、手配し、オーナー体験に必要な調整、連絡を行うこと。

#### イ オーナーいちごの命名について

乙は、いちごオーナーとなる方に、それぞれ苗に名前を付けてもらい、オーナーの印となる装飾を施すこと。また、その装飾の手配をすること。

#### ウ 情報発信について

乙は、いちごの定植から収穫までの生育状況を(2)の一般オーナーと(3)のインフルエンサーに2回以上発信すること。なお、提供する写真等は、乙が撮影し提供すること。

#### エ いちご収穫イベントについて

(ア) 乙は、インフルエンサー及びツアー参加者の訪日にあわせ、オーナー受入農家の農場でいちご収穫イベント（訪日交流）を実施すること。

(イ) 乙は、イベントで使用するシナリオ等の資料一式を作成すること。

(ウ) 乙は、いちご収穫イベントの運営に必要な言語を解するスタッフ及び通訳を手配すること。

#### オ 加工品の宅配について

乙は、イベント終了後、インフルエンサー及び一般オーナーに対し、県産農産物を使った加工品を宅配すること。

### (2) いちごオーナー体験参加者（一般オーナー）に係る調整

#### ア 一般オーナーの選定、調整、連絡

(ア) 乙は、就労、学業等を目的とした首都圏在住の台湾人を5名程度参加者として募集することとし、甲と協議の上、参加者の選定及び、オーナー体験に必要な調

整、連絡を行うこと。

イ 参加者に対する交通の手配、調整

(7) 乙は、参加者全員分の基準地から本県までの交通の手配を行うこと。

(4) 乙は、県内の移動については、専用車を手配すること。

ウ 全行程における食事等の手配について

乙は、参加者全員分の全訪問先における食事等の手配を行うこと。

エ 乙は、オーナー体験のほか、栃木県ならではの体験ができるよう、行程を企画提案すること。なお、行程は1泊2日を基本とするが、日帰りも可能とする。

オ 乙は、企画、実施に当たっては、甲と密に連絡調整し十分な打合せを行うこと。

(3) インフルエンサー招へいに係る調整

乙は、被招へい者を選定し、本事業の目的、日程及び被招へい者に求める役割等を記載した書面等を作成の上、被招へい者の理解及び同意を得た上で本事業の行程に参加するよう説明を行うこと。その他、必要な諸手続や行程に関する調整及び連絡等を適宜行うこと。

ア 被招へい者

(対象国) 台湾 インフルエンサー1名、ディレクター1名

イ 招へいの期間

令和8(2026)年1月～2月 2泊3日

ウ 被招へい者の役割

(7) SNSを活用した情報発信

栃木県内及びいちごオーナー体験の行程において、訪日前、訪日中、訪日後それぞれ最低1回以上、かつ訪日中の栃木県内行程においては訪問先毎に最低1回ずつ、被招へい者の情報媒体 (Facebook、Instagram 等) により情報発信すること。うち1回は、台湾での栃木県産農産物の販売状況等について情報発信することとする。

(4) 動画を活用した情報発信

栃木県内及びいちごオーナー体験の行程で体験する内容を動画で最低2本 (ロング動画1本、ショート動画1本) を撮影及び編集し、被招へい者の情報媒体 (YouTube、Facebook、Instagram 等) により情報発信すること。なお、1本はいちごオーナー体験を中心とした内容とすること。

(7) 留意事項

発信する情報は、より多くの者が視聴できるよう、長期に渡り情報媒体に掲載すること。また、甲が実施する関連事業の情報媒体に掲載することを可能とすること。

エ 被招へい者の渡航に係る手配

乙は、被招へい者が自国から日本国に渡航する際 (往路)、及び日本国から自国に渡航する際 (復路) の航空券を各1回ずつ手配すること。

(7) 航空券はエコノミークラスとすること。

(4) 空港使用料、諸税、燃油サーチャージ等は事業費に含むこと。

オ 被招へい者の空港と栃木県間の往復経費の負担

乙は、被招へい者が国内空港と栃木県の間を移動するために必要な経費を往復各1回ずつ負担すること。

カ 被招へい者の国内空港での出迎え及び空港から栃木県内への移動時の添乗及び行程管理

乙は、被招へい者を国内空港で出迎えること。また、被招へい者が国内空港から栃木県内へ移動する際に添乗及び行程管理すること。

キ 栃木県内の行程の企画提案、手配及び案内

乙は、甲と協議の上、行程の企画提案、手配及び案内を行うこと。

(ア) 被招へい者が栃木県ならではの魅力を体験し情報発信できるよう、行程を企画提案すること。なお、下記の内容は必ず行程に含むこと。

(a) いちごオーナー体験について

(b) 栃木県産農産物を使用した食事について

(c) 農村地域における体験について

(イ) 行程中の訪問先の手配及び訪問先への本事業の趣旨の説明、栃木県内の移動手段の手配を行うこと。また、手配施設入場等に係る経費や行程中に係る経費（交通費、食事代、宿泊費、体験料等）は事業費に含むこと。

(ウ) 行程中は、乙から少なくとも1名以上が同行し、行程を管理し、被招へい者の案内を行うこと。

(エ) 乙は、栃木県内の行程における被招へい者の保険を手配すること。

ク 栃木県内の行程における宿泊先の手配

乙は、甲と協議の上、被招へい者の宿泊先の選定及び手配を行うこと。

(ア) 宿泊中の被招へい者の食事は、行程を踏まえ、必要に応じて手配すること。

ケ 栃木県内の行程におけるWi-Fiルーター等の手配

乙は、被招へい者が滞りなく情報発信できるよう、Wi-Fiルーター等を手配すること。

(4) 行程期間中のサポート体制

乙は、不測の事態が発生した場合に対応できるよう、行程期間中のサポート体制を明示すること。

(5) アンケートの実施

乙は、インフルエンサー及び一般オーナーへアンケートを実施し、今後のオーナー体験造成の資とする。なお、内容は甲と協議の上、決定すること。

#### 4 委託料の支払い

業務完了検査後の精算払いとする。

#### 5 企画提案書に盛り込む内容

(1) 企画提案者の概要等

(2) 企画提案内容

仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載すること。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容を記載すること。なお、独自提案は、委託料限度額内で実行できるもので、追加予算を必要としないものに限る。

(3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

事業の一部を再委託する場合には、再委託先の情報を記載すること（決まっていなない場合は再委託予定先を記載）。なお、再委託を行う場合は、再委託先の国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績を記載し、具体的な事業成果がわかる資料を添付すること。

(4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(5) 見積額（概算及び内訳）

#### 6 報告書の提出

(1) 乙は、行程中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。

(2) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取り

まとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

## 7 著作権等

- (1) 本業務に係る著作権及び使用権は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (2) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前にイベントの参加者及び管理者等に撮影の許可を得るものとする。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (4) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務により生じた著作権及び使用権、その他権利は原則として甲に帰属する。

## 8 その他

- (1) 乙は、甲が必要と認めるときは当委託業務に係る打合せを行うものとする。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定するものとする。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は、この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (5) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。